

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第13号

### 秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 44 条の 3」を「第 44 条の 2」に改める。

第 1 条中「第 173 条の 3」を「第 173 条の 6」に改める。

第 43 条の 2 第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。同条第 4 項および法第 231 条の 2 の 7 第 2 項の規定により告示したときも、同様とする。

第 44 条の見出しを「（徴収又は収納に関する事務取扱者の指定の手続等）」に改め、同条第 1 項および第 2 項を次のように改める。

市長は、歳入の徴収又は歳入等（法第 231 条の 2 の 2 に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の収納に関する事務について、法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

- 2 市長は、収入事務受託者（法第 243 条の 2 第 2 項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）のうち、歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務の委託を受けたものをいう。以下同じ。）について、同項の規定により告示したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。同条第 4 項および法第 243 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示したときも、同様とする。

第 44 条の 2 を削る。

第44条の3第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第1項又は第2項の」を「収入事務受託者について、法第243条の2第8項の規定による」に改め、同項を同条とし、同条を第44条の2とする。

第47条第1項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第53条第3項中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加える。

第73条第4号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える。

第78条を次のように改める。

（支出に関する事務取扱者の指定の手続等）

第78条 市長は、歳出の支出に関する事務について、法第243条の2第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

2 市長は、支出事務受託者（指定公金事務取扱者のうち、歳出の支出に関する事務の委託を受けたものをいう。以下同じ。）について、法第243条の2第2項の規定により告示したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。同条第4項および法第243条の2の3第2項の規定により告示したときも、同様とする。

3 市長は、支出事務受託者に対し、契約の定めるところにより資金を交付しなければならない。

4 第44条の2の規定は支出事務受託者の検査について、第69条から第71条までの規定は支出事務受託者の資金の支払および精算について、それぞれ準用する。

第95条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第137条第2項中「附則第3条第3項各号」を「附則第3条第2項各号」に改める。

第170条第1項中「第165条の6第2項」を「第165条の5第2項」に改め、同条第2項中「第165条の6第3項」を「第165条の5第3項」に改める。

第245条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の2第1項第1号」を「第243条の2の8第1項第1号」に改める。

第246条中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

第247条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

別表第1の2負担金、補助及び交付金の項中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、「第115条の47第6項」を「第115条の47第7項」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定が適用される場合におけるこれらの規定に規定する従前の公金事務に関しては、なお従前の例による。